

○	警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）	．．．．．	1
○	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）	．．．．．	7
○	国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）（抄）	．．．．．	7
○	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（抄）	．．．．．	9

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（抄）

（任務及び所掌事務）

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 国家公安委員会は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 警察に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 警察に関する国の予算に関すること。

三 警察に関する国の政策の評価に関すること。

四 次に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

ハ 国際関係に重大な影響を与え、その他国の重大な利益を著しく害するおそれのある航空機の強取、人質による強要、爆発物の所持その他これらに準ずる犯罪に係る事案

他これらに準ずる犯罪に係る事案

五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

六 次のいずれかに該当する広域組織犯罪その他の事案（以下「広域組織犯罪等」という。）に対処するための警察の態勢に関すること。

イ 全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案

ロ 国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案

七 全国的な幹線道路における交通の規制に関すること。

八 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関すること。

九 国際刑事警察機構、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関すること。

十 国際捜査共助に関すること。

十一 国際緊急援助活動に関すること。

- 十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 十三 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二十一号において同じ。）の作成及び推進に関すること。
- 十四 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- 十五 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七号）の規定に基づく意見の陳述その他の活動に関すること。
- 十六 皇宮警察に関すること。
- 十七 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。
- 十八 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。
- 十九 犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の解析その他情報技術の解析に関すること。
- 二十 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。
- 二十一 犯罪統計に関すること。
- 二十二 警察装備に関すること。
- 二十三 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。
- 二十四 前号に掲げるもののほか、警察行政に関する調整に関すること。
- 二十五 前各号に掲げる事務を遂行するために必要な監察に関すること。
- 二十六 前各号に掲げるもののほか、他の法律（これに基づく命令を含む。）の規定に基づき警察庁の権限に属させられた事務
- 5 前項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、法律（法律に基づく命令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどる。
- 6 前二項に定めるもののほか、国家公安委員会は、第二項の任務を達成するため、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第二項に規定する事務のうち、第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
- 7 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

（監察の指示等）

第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第四項第二十五号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具体的又は個別的な事項にわたるものとすることができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定による指示をした場合において、必要があると認めるときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることができる。

3 国家公安委員会は、警察庁の職員に、前項の規定により指名された委員の同項に規定する事務を補助させることができる。

(内部部局)

第十九条 警察庁に、長官官房及び次の五局を置く。

生活安全局

刑事局

交通局

警備局

情報通信局

2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部及び警備運用部を置く。

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官の官印及び庁印の管守に関すること。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

五 第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

六 所管行政に関する政策の評価に関すること。

七 法令案の審査に関すること。

八 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。

- 九 広報に関すること。
- 十 情報の公開に関すること。
- 十一 個人情報保護に関すること。
- 十二 留置施設に関すること。
- 十三 警察職員の人事及び定員に関すること。
- 十四 監察に関すること。
- 十五 予算、決算及び会計に関すること。
- 十六 国有財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- 十七 会計の監査に関すること。
- 十八 警察教養に関すること。
- 十九 警察職員の福利厚生に関すること。
- 二十 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 二十一 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。
- 二十二 犯罪被害者等給付金に関すること。
- 二十三 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関すること。
- 二十四 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関すること。
- 二十五 警察装備に関すること。
- 二十六 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、他の局又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

(情報通信局の所掌事務)

- 第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 警察通信に関すること。
 - 二 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。
 - 三 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。
 - 四 所管行政の事務能率の増進に関すること。

（管区警察局の設置）

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十六号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域									
東 北 管 区 警 察 局	仙 台 市	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県				
関 東 管 区 警 察 局	さいたま市	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
中 部 管 区 警 察 局	名古屋	富山県	石川県	福井県	岐阜県	愛知県	三重県				
近 畿 管 区 警 察 局	大 阪 市	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県				
中 国 四 国 管 区 警 察 局	広 島 市	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	
九 州 管 区 警 察 局	福 岡 市	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		

（管区警察局長等）

第三十一条 管区警察局に、局長を置く。

2 管区警察局長は、管区警察局の事務を統括し、及び所属の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

3 管区警察局の内部組織は、政令で定める。

（東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部）

第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第四項第十八号及び第十九号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。

2 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部に、部長を置く。

3 東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

（職員）

第三十四条 警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

2 皇宮護衛官は、皇宮警察本部に置く。

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長、局長（情報通信局長を除く。）及び部長、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

（広域組織犯罪等に対処するための措置）

第六十一条の三 長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等の処理に係る関係都道府県警察間の分担その他の広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができる。

2 都道府県警察は、前項の指示に係る事項を実施するため必要があるときは、第六十条第一項の規定により他の都道府県警察に対し広域組織犯罪等の処理に要する人員の派遣を要求すること、第六十条の三の規定により広域組織犯罪等を処理するためその管轄区域外に権限を及ぼすことその他のこの節に規定する措置をとらなければならない。

（警察官の職権行使）

第六十四条 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

（苦情の申出等）

第七十九条 都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 申出が都道府県警察の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められるとき。

二 申出者の所在が不明であるとき。

三 申出者が他の者と共同で苦情の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に当該苦情に係る処理の結果を通知したとき。

○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（抄）

（給付を行う者）

第三条 給付の原因である災害が、警察庁の警察官に協力援助したことに起因するものについては国が、都道府県警察の警察官に協力援助したことに起因するものについては当該都道府県がその給付を行うものとする。

2 給付の原因である災害が、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十条の規定により都道府県公安委員会からの要求に基き援助にもむいた警察官に協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安委員会が置かれている都道府県がその給付を行うものとする。

3 給付の原因である災害が、警察法第七十三条第三項の規定により同条第一項の布告区域（同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。）に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官に協力援助したことに起因するものについては、国がその給付を行うものとする。

4 給付の原因である災害が、自ら現行犯人の逮捕若しくは被害者の救助に当たつたこと又は前条第二項に規定する人命の救助に当たつたことに起因するものについては、当該逮捕又は救助に当たつた場所の存する都道府県がその給付を行うものとする。

○ 国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）（抄）

（国家公安委員会の措置）

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。

（検事正等の措置）

第七条 第五条第一項第一号の命令を受けた検事正は、その庁の検察官に共助に必要な証拠を収集するための処分をさせなければならない。

2 前条の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その都道府県警察の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。

3 第五条第一項第三号の書面の送付を受けた国の機関の長は、その機関の相当と認める司法警察員に第一項の処分をさせなければならない。

（処分を終えた場合等の措置）

第十四条 検事正は、共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならない。

第五条第一項第三号の国の機関の長が証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、警察本部長が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を国家公安委員会に送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

4 第五条第二項の規定により共助の要請に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、当該書類又はその謄本を法務大臣に送付するものとし、送付することができないときは、共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければならない。

5 法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に関し要請国が遵守しなければならない条件を定めるものとする。

6 法務大臣は、前項の条件を遵守する旨の要請国の保証がないときは、共助をしないものとする。

（国際刑事警察機構への協力）

第十八条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。

2 第二条（第三号を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。

3 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に関係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。

4 国家公安委員会は、第一項の措置に関し、要請において調査を行う機関が明らかな場合を除き、所管に依じて、同項第二号の国の機関の長と協議するものとする。

5 国家公安委員会は、第一項の措置を採るときは、法務大臣の意見を聴くものとする。

6 第一項第一号の指示を受けた都道府県警察の警察本部長は、その都道府県警察の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。

7 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のための必要な措置を採ることを命ずることができる。

8 警察官又は前項の国の機関の職員は、前二項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

○ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）（抄）

（国家公安委員会の措置）

第七条 国家公安委員会は、前条第二項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を指示するものとする。

（協力の実施）

第八条 国際捜査共助等に関する法律第七条、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、第六条第一項の請求による証拠の提供に係る協力について準用する。この場合において、同法第七条第一項中「第五条第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）第六条第二項第一号」と、同条第二項中「前条」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第七条」と、同条第三項中「第五条第一項第三号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第六条第二項第三号」と、同法第十三条中「この法律に特別の定めがある」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第八条において準用する第八条、第十条及び前条に規定する」と読み替えるものとする。

（処分を終えた場合等の措置）

第十条 検事は、証拠の提供に係る協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、収集した証拠を送付しなければならない。第六条第二項第三号の国の機関の長が協力に必要な証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長が協力に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、国家公安委員会に対し、収集した証拠を送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の証拠の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、これを送付するものとする。

4 第六条第三項の規定により証拠の提供に係る協力の請求に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、法務大臣に対し、当該書類又はその謄本を送付しなければならない。ただし、直ちにこれを送付することに支障があると認めるときは、速やかに、法務大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

第五十二条 国家公安委員会は、国際刑事裁判所から国際刑事警察機構を通じて管轄刑事事件の捜査に関する措置の請求を受けたときは、第六条第一項第四号に該当する場合を除き、次の各号のいずれかの措置をとることができる。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第六条第二項第三号の国の機関の長に当該措置の請求に関する書面を送付すること。

2 国際捜査共助等に関する法律第十八条第三項から第八項までの規定は、前項に規定する請求に係る措置について準用する。この場合において、同条第四項中「同項第二号」とあり、及び同条第七項中「第一項第二号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第二号」と、同条第六項中「第一項第一号」とあるのは「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律第五十二条第一項第一号」と読み替えるものとする。